

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2019年10月17日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社DADA代表取締役 青木 大和

3. 認定新技術等実証計画の目標

本新技術等実証（以下「実証」という。）の方法によりキャンピングカーを貸し出す場合には、適切な利用がなされること及び旅館業法の保護する公衆衛生に問題を生じさせないことが確認され、旅館業法の定める許可を要しないことが明確化されることにより、観光客を始めとした運転免許を保有しない者等による利用といったキャンピングカーの活用方法の拡大を図る。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

キャンピングカーの「空間」のB to C シェアリングに関する実証

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

本実証において、株式会社DADA（以下「DADA」という。）は、サービス利用者が希望する場所において、サービス利用者がキャンピングカーを運転することを防止するための措置等を講じた上で、キャンピングカーの貸出しを行う。

DADAは、サービス利用者が希望するキャンピングカーについて、これを移動させないことを前提に本実証の対象として貸し出し、当該キャンピングカーについては、サービス利用者が事前にWEBサイト上で選択した場所において移動できない状態で引き渡すなど、サービス利用者がキャンピングカーを運転することを防止するための措置を講じる。

DADAは返却されたキャンピングカーを、サービス利用者ごとに、営業所等に移動させ、清掃等を行う。

実施場所の管理者については、事前に説明会を実施し、同意書を取得する。サービス利用者については、予約等を行うWEBサイトからの申込みの際に、電子的な方法による説明に基づき同意を取得する。

参加者等の同意を取得したときは1ヶ月ごとにその旨を、実証開始後は貸出し開始前に準備状況を、貸出し開始後は1ヶ月ごとに実証の状況を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣に報告する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の方法によりキャンピングカーを貸し出す場合には、その適切な利用がなされ、実施場所の周辺住環境への影響等の観点から問題が生じないことを確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

2019年10月17日から2020年3月31日まで

(2) 実施場所

沖縄県内の特定箇所（5カ所程度）

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

実施場所の管理者、サービス利用者

(2) 参加者等の同意の取得方法

実施場所の管理者については、事前に説明会を実施し、同意書を取得する。サービス利用者については、予約等を行うWEBサイトからの申込みの際に、電子的な方法による説明に基づき同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

旅館業法（昭和23年法律第138号）

第2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3・4 (略)

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし